

税のお知らせ

4月の納税等

固定資産税／前期・第1期
保育料／4月分
納期限／5月2日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。



固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している方がその固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

固定資産税は、基礎的な行政サービスを提供する市町村の財政を支える基幹税目として、重要な役割を果たしています。納め忘れないようにお願いします。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

期間

4月1日(金)～
5月2日(月)
(土曜・日曜及び祝日を除く)

時間

午前8時30分～午後5時

場所

総務部税務課

家屋評価にご協力ください

家屋を新築、増築された場合、その部分について固定資産税が課税されます。この課税のための調査が「家屋評価」です。

この調査は、契約書や平面図などの書類を確認させていただいたうえで、実際に建物の外部・内部を拝見し、使用資材等を調査させていただきます。

課税の基礎となる「評価額」を算定する重要な調査となりますので皆様のご協力をお願いします。

順次、この家屋評価を行います。留守が多い方は、ご連絡いただければ日程を調整し調査にお伺いします。

●家屋を取り壊された場合

家屋を取り壊された場合、「家屋滅失届」を提出してください。

提出がないと、そのまま課税されますのでご注意ください。ただし、法務局において滅失登記の手続きをされた場合は提出不要です。

●問合せ先

総務部税務課

軽自動車税について

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課されます。平成28年度は、税制改正により、税率が変更になる場合がありますので、ご確認ください。

●重課税率

最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車に経年車重課制度が導入されます。最初の新規検査とは、今までの車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するときには受ける検査であり、一般的に車検と言われる継続検査とは異なります。最初の新規検査の時期は、車検証の「初度検査年月」欄をご確認ください。なお、平成15年10月14日以前に最初の新規検査を受けている場合は、最初の新規検査の「月」の把握ができません。そのため、最初の新規検査を受けた年の12月から起算しますので、ご注意ください。

●グリーン化特例

平成27年度中（平成27年4月1日から平成28年3月31日）に

最初の新規検査を受けた三輪以上の車両について、排ガス性能に応じて、税率が軽減されます。乗用と貨物では達成基準が異なりますので、ご注意ください。なお、排ガス性能に関しては、車検証の備考欄をご確認ください。



警察からのお知らせ けいさつだより

飛鳥村内犯罪状況 (28年2月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
2月	1	0	0	1	0
1~2月	1	0	0	1	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
2月	0	0	0	0	0
1~2月	0	0	0	0	0
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
2月	3	0	0	3	
1~2月	4	0	0	5	